

# 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

## (目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県文化振興財団（以下「この法人」という。）の定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、通勤手当、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

## (報酬等の支給)

第3条 この法人は、常勤役員の職務執行の対価として、別表に定める常勤役員俸給表に基づき定例役員報酬を支給する。ただし、常勤役員に就任している事務局職員は、別に定める給与支給規程及び退職手当支給規程によるものとする。

2 役員等には、賞与及び退職慰労金は支給しない。

## (定例報酬の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の定例報酬月額、別表に定める常勤役員俸給表のとおりとし、各々の役員の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

## (定例報酬)

第5条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与に関する規程に準ずる。

(費用)

第6条 この法人は、常勤役員が通勤に要する費用として通勤手当を支給し、その計算方法は給与に関する規程に準ずる。

2 役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(第3条)

(別表) 常勤役員俸給表 (単位: 円)

号俸	月 額	号俸	月 額	号俸	月 額	号俸	月 額
1	100,000	9	260,000	17	420,000	25	580,000
2	120,000	10	280,000	18	440,000	26	600,000
3	140,000	11	300,000	19	460,000	27	620,000
4	160,000	12	320,000	20	480,000	28	640,000
5	180,000	13	340,000	21	500,000	29	660,000
6	200,000	14	360,000	22	520,000	30	680,000
7	220,000	15	380,000	23	540,000	31	700,000
8	240,000	16	400,000	24	560,000	32	720,000